

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【公開番号】特開2002-333704(P2002-333704A)

【公開日】平成14年11月22日(2002.11.22)

【出願番号】特願2002-57300(P2002-57300)

【国際特許分類第7版】

G 0 3 F 7/00

B 4 1 N 1/14

G 0 3 F 7/09

【F I】

G 0 3 F 7/00 5 0 3

B 4 1 N 1/14

G 0 3 F 7/09

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月4日(2005.2.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ウェブ形支持体又はプレート形支持体と、該支持体の前面上の放射感受性層と、該支持体の背面上の連続層を有するオフセット印刷版の製造のための記録材料であって、背面に配置された層が少なくとも55のガラス転移温度 T_g 及び 10^6 又はそれ以下の表面抵抗(23及び50%相対湿度でスプリングタング電極を使用してDIN 53422に従って決定された)を有することを特徴とする記録材料。

【請求項2】

背面に配置された層が $10^4 \sim 10^{-2}$ の表面抵抗を有することを特徴とする請求項1に記載の記録材料。

【請求項3】

背面に配置された層が、少なくとも1種の電気伝導性ポリマー、好ましくは、ポリチオフェン、ポリピロール、ポリアセチレン、ポリアニリン又はポリ(パラ-フェニレン)を含んでなることを特徴とする請求項1又は2に記載の記録材料。

【請求項4】

背面に配置された層が、少なくとも1種の電気伝導性顔料、好ましくは金属もしくは金属酸化物でコーティングされた雲母顔料、アルミニウム顔料又はカーボンブラックを含んでなることを特徴とする請求項1又は2に記載の記録材料。

【請求項5】

背面に配置された層が熱及び/又はUV放射に露出させることにより架橋されることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の記録材料。

【請求項6】

背面に配置された層が滑らかな表面構造(600より大きいBeck値)を有することを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載の記録材料。

【請求項7】

背面に配置された層が粗い表面構造(10～500のBeck値)を有することを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載の記録材料。